

○国際戦略会議規程

〔平成26年3月27日〕
〔法人規程第29号〕

国際戦略会議規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する国際戦略会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 国際戦略会議は、国際を担当する副学長の下で、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 国立大学法人筑波大学の中長期的な国際戦略に係る企画立案に関すること。
- (2) 国内外の大学、教育・研究機関等との国際連携に係る基本方針案の策定に関すること。
- (3) 国際戦略に係る情報の収集及び調査分析に関すること。
- (4) その他国際戦略に関すること。

(組織)

第3条 国際戦略会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する大学教員 若干人
- (2) その他学長が必要と認める者（学外の有識者を含む。） 若干人

(委員長)

第4条 国際戦略会議に委員長を置き、大学教員である委員のうちから学長が指名する。

2 委員長は、国際戦略会議の業務を総括する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(事務)

第6条 国際戦略会議の事務は、国際室において処理する。

附 則

- 1 この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 国際戦略室規程（平成21年法人規程第42号）は、廃止する。